

証券取引約款（個人のお客さま用）新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 (現行どおり) (1)～(9) (現行どおり) (10) 届出印鑑 当社に届出ていただく印鑑（お届出印）のことで、当社に開設されている口座のうち印鑑のお届出のある口座については当該口座の<u>手続に適用</u>されます。</p> <p>(証券総合取引)</p> <p>第4条 (現行どおり) (1)～(5) (現行どおり)</p> <p>2 証券総合取引をお申込みの際、第(1)号のお申込みは同時に行っていただくものとします。また、第(2)号および第(3)号については、<u>当社の定める方法によりお申込みいただきます</u>。 (1)～(3) (現行どおり)</p> <p>3 証券総合取引のお申込み時等の手続において当社が求める場合には、次の事項および当社が定める事項をお届出またはご提出等いただきます。 (1)～(5) (現行どおり)</p> <p>4 <u>当社が定める方法により、お客さまは、お客さま（お客さまの代理人等を含みます）が現在次の第(1)号の①から⑥のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。また、自らまたは第三者を利用して第(2)号の①から⑤に該当する行為を行わないことを確約していただきます。なお、本約款では第(1)号の①から⑥に該当する者、または第(2)号の①から⑤の行為を行う者を反社会的勢力とします。</u> (1) 現在かつ将来にわたり次の①から⑥のいずれにも該当しないことの表明・確約 ① 暴力団 ② 暴力団員 ③ 暴力団準構成員 ④ 暴力団関係企業 ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 ⑥ その他上記①から⑤に準ずる者 (2) 自らまたは第三者を利用して次の①から⑤に該当する行為を行わないことの確約 ① 暴力的な要求行為 ② 法的な責任を超えた不当な要求行為 ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤ その他上記①から④に準ずる行為</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (省 略) (1)～(9) (省 略) (10) 届出印鑑 当社に届出ていただく印鑑（お届出印）のことで、当社に開設されている<u>すべての口座の処理および今後開設されるすべての口座に適用</u>されます。</p> <p>(証券総合取引)</p> <p>第4条 (省 略) (1)～(5) (省 略)</p> <p>2 証券総合取引をお申込みの際は、次のお申込みを同時に行っていただくものとします。<u>ただし</u>、第(2)号および第(3)号については、<u>その利用を希望しない場合は、その旨をお申出</u>いただきます。 (1)～(3) (省 略)</p> <p>3 証券総合取引のお申込み時<u>その他関係法令に基づき</u>当社が求める場合には、次の事項および当社が定める事項をお届出またはご提出等いただきます。 (1)～(5) (省 略)</p> <p style="text-align: right;">(追 加)</p>

約款・規定集（個人のお客さま用）新旧対照表 続き

新	旧
<p>(振替の申請)</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (10) (現行どおり)</p> <p>2 お客さまが振替の申請を行うにあたっては、当社が定める期日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ、届出印鑑による押印、記名等当社の定める方法によりご提出いただきます。</p> <p>(1) ~ (8) (現行どおり)</p> <p>3~6 (現行どおり)</p> <p>(解約事由)</p> <p>第 78 条 (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (4) (現行どおり)</p> <p>(5) お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等第 4 条第 4 項第 (1) 号各号で規定する反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出たとき</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>(7) お客さまが、自らまたは第三者を利用し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、風説の流布、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損する行為または当社の業務を妨害する行為等第 4 条第 4 項第 (2) 号各号で規定する行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき</p> <p>(8) ~ (12) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (5) (現行どおり)</p> <p>3~4 (現行どおり)</p>	<p>(振替の申請)</p> <p>第 32 条 (省 略)</p> <p>(1) ~ (10) (省 略)</p> <p>2 お客さまが振替の申請を行うにあたっては、当社が定める期日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ、届出印鑑により押印、記名してご提出いただきます。</p> <p>(1) ~ (8) (省 略)</p> <p>3~6 (省 略)</p> <p>(解約事由)</p> <p>第 78 条 (省 略)</p> <p>(1) ~ (4) (省 略)</p> <p>(5) お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出たとき</p> <p>(6) (省 略)</p> <p>(7) お客さまが、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、風説の流布、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損する行為または当社の業務を妨害する行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき</p> <p>(8) ~ (12) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(1) ~ (5) (省 略)</p> <p>3~4 (省 略)</p>

外国証券取引口座約款（個人のお客さま用）新旧対照表

新	旧
<p>(届出事項)</p> <p>第 24 条 申込者は、住所、氏名および印鑑（証券取引約款に基づき当社に印鑑の届出がある場合）等をこの約款に基づき当社所定の書類により当社に届け出るものとします。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (3) (現行どおり)</p> <p>(4) 前号に定める場合のほか、申出事項等に照らして合理的な方法によりお客さま本人であると判断したうえで、申出事項に応じたことにより生じた損害</p>	<p>(届出事項)</p> <p>第 24 条 申込者は、住所、氏名および印鑑等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第 30 条 (省 略)</p> <p>(1) ~ (3) (省 略)</p> <p>(追 加)</p>

MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款 新旧対照表

新	旧
<p>(申込コースおよび申込方法)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の申込みは、所定の申込書に必要事項を記入し、署名、当社届出印を押捺いただく等当社の定める方法により、当社の本・支店または営業所（以下「取扱店」といいます。）へ提出いただくことにより行います。 ただし、お申込みのコースから他のコースへ乗換える場合は、当該申込書の提出は不要とします。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(1) 当社届出印の押捺された所定の受取書、または合理的な方法によりお客さま本人であると判断したうえで受け入れた受取書と引換えに、または別に定める契約に基づき、受益権または果実を返還した場合</p> <p>(2) 印影が当社届出印と相違するために、または合理的な方法により判断してもお客さま本人であると認められないために、本契約に基づく受益権または果実を返還しなかった場合</p> <p>(3) (現行どおり)</p>	<p>(申込コースおよび申込方法)</p> <p>第2条 (省 略)</p> <p>2 前項の申込みは、所定の申込書に必要事項を記入し、署名、当社届出印を押捺のうえ、当社の本・支店または営業所（以下「取扱店」といいます。）へ提出いただくことにより行います。 ただし、お申込みのコースから他のコースへ乗換える場合は、当該申込書の提出は不要とします。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(1) 当社届出印の押捺された所定の受取書と引換えに、または別に定める契約に基づき、受益権または果実を返還した場合</p> <p>(2) 印影が当社届出印と相違するために本契約に基づく受益権または果実を返還しなかった場合</p> <p>(3) (省 略)</p>

外貨建MMF累積投資約款 新旧対照表

新	旧
<p>(その他)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 印影が当社届出印と相違するために、または合理的な方法により判断した際にお客さま本人であると認められないために、本契約にもとづく受益証券またはその果実を返還しなかった場合</p> <p>(3) (現行どおり)</p>	<p>(その他)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>2～3 (省 略)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 印影が当社届出印と相違するために本契約にもとづく受益証券またはその果実を返還しなかった場合</p> <p>(3) (省 略)</p>

オンライントレード・テレフォントレード利用規定 新旧対照表

新	旧
<p>(免責事項)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(14) (現行どおり)</p> <p>2 当社および情報提供会社は、次に掲げるお客さまの損害等については、その責を負いません。ただし、<u>当社の故意または重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。</u></p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p>	<p>(免責事項)</p> <p>第24条 (省 略)</p> <p>(1)～(14) (省 略)</p> <p>2 当社および情報提供会社は、次に掲げるお客さまの損害等については、その責を負いません。</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p>

オンライントレードによる公開株式の購入申込等にかかる利用規定 新旧対照表

新	旧
<p>(規定の趣旨)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>2 お客さまがご利用になる本サービスに関する権利義務関係は、本規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、「ダイレクト取引コース利用規定」、「M U F G テラス・コース利用規定」、その他の約款および規定等の定めるところによります。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第16条 当社は、次に掲げるお客さまの損害等については、その責を負いません。<u>ただし、当社の故意または重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。</u></p> <p>(1)～(10) (現行どおり)</p>	<p>(規定の趣旨)</p> <p>第1条 (省 略)</p> <p>2 お客さまがご利用になる本サービスに関する権利義務関係は、本規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、「ダイレクト取引コース利用規定」<u>およびその他の約款および規定等の定めるところによります。</u></p> <p>(免責事項)</p> <p>第16条 当社は、次に掲げるお客さまの損害等については、その責を負いません。</p> <p>(1)～(10) (省 略)</p>

振替株式等（上場株式等）の配当金のお受取り方法について 新旧対照表

新	旧
<p>【配当金振込指定書記入のご注意事項】</p> <p>① 配当金振込指定書は、振替株式等が記載または記録されている一の証券会社等へ提出すれば、他の証券会社等への提出は不要です。当社へ印鑑のお届出のある口座について配当金振込指定書をご提出の際には、<u>お届出印を押印ください。</u></p> <p>②～④ (現行どおり)</p>	<p>【配当金振込指定書記入のご注意事項】</p> <p>① 配当金振込指定書は、振替株式等が記載または記録されている一の証券会社等へ提出すれば、他の証券会社等への提出は不要です。当社へ<u>ご提出の際には、当社へのお届出印を押印ください。</u></p> <p>②～④ (省 略)</p>

オンライントレード電子交付サービス利用規定 新旧対照表

新	旧
<p>(規定の趣旨) 第1条 (現行どおり)</p> <p>2 お客さまがオンライントレード・テレフォントレード利用規定に定める「インターネットトレード」(以下「インターネットトレード」といいます。)を通じて電磁的方法により書面の交付を受けるサービスに関する権利義務関係は、この規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、「ダイレクト取引コース利用規定」、「M U F Gテラス・コース利用規定」、<u>その他の約款および規定等の定めるところによります。</u></p>	<p>(規定の趣旨) 第1条 (省 略)</p> <p>2 お客さまがオンライントレード・テレフォントレード利用規定に定める「インターネットトレード」(以下「インターネットトレード」といいます。)を通じて電磁的方法により書面の交付を受けるサービスに関する権利義務関係は、この規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」<u>および「ダイレクト取引コース利用規定」</u>の定めるところによります。</p>
<p>(お客さまの承諾事項) 第7条 お客さまは本サービスのご利用にあたり、以下の内容についてご承諾いただくものとします。</p> <p>(1) <u>お客さまが目論見書等の紙媒体が必要な場合は、お客さまご自身により電子書面を紙媒体に出力していただきます。</u></p> <p>(2) <u>当社は、目論見書等の種類または商品ごとに、本サービスの提供が終了される旨をインターネットトレード上にて通知致しますが、その終了以後はお客さまの請求に基づき紙媒体による目論見書等の交付を行うものとします。</u></p> <p>(3) <u>当社はお客さまにあらかじめ通知のうえ、当社または当社が契約しているデータセンター等が、定期または不定期に行うメンテナンスのために本サービスを中断する場合があります。</u></p>	<p>(お客さまの承諾事項) 第7条 <u>当社は、目論見書等の種類または商品ごとに、本サービスの提供が終了される旨をインターネットトレード上にて通知致しますが、その終了以後はお客さまの請求に基づき紙媒体による目論見書等の交付を行うことについて、お客さまに承諾をいただきます。</u></p> <p style="text-align: right;">(追 加)</p> <p style="text-align: right;">(追 加)</p> <p>2 <u>当社はお客さまにあらかじめ通知のうえ、当社または当社が契約しているデータセンター等が、定期または不定期に行うメンテナンスのために本サービスを中断する場合がありますことについて、お客さまに承諾をいただきます。</u></p>

オンライントレード報告書等電子交付サービス利用規定 新旧対照表

新	旧
<p>(規定の趣旨) 第1条 (現行どおり)</p> <p>2 お客さまがオンライントレード・テレフォントレード利用規定に定める「インターネットトレード」(以下「インターネットトレード」といいます。)を通じて電磁的方法により書面の交付を受けるサービスに関する権利義務関係は、この規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、「ダイレクト取引コース利用規定」、「M U F Gテラス・コース利用規定」、<u>その他の約款および規定等の定めるところによります。</u></p>	<p>(規定の趣旨) 第1条 (省 略)</p> <p>2 お客さまがオンライントレード・テレフォントレード利用規定に定める「インターネットトレード」(以下「インターネットトレード」といいます。)を通じて電磁的方法により書面の交付を受けるサービスに関する権利義務関係は、この規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」<u>および「ダイレクト取引コース利用規定」</u>の定めるところによります。</p>

オンライントレード電子交付サービス利用規定（全文）

（規定の趣旨）

- 第1条 この規定は、お客さまへの書面の交付に代えて、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）が当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織（当社または当社が契約しているデータセンター等の使用にかかる電子計算機と、お客さままたはお客さまが契約しているデータセンター等の使用にかかる電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により提供する場合の方法等を定めるとともに、この場合のお客さまと当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とします。
- 2 お客さまがオンライントレード・テレフォントレード利用規定に定める「インターネットトレード」（以下「インターネットトレード」といいます。）を通じて電磁的方法により書面の交付を受けるサービスに関する権利義務関係は、この規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、「ダイレクト取引コース利用規定」、「MUFJテラス・コース利用規定」、その他の約款および規定等の定めるところによります。

（本サービスの内容）

- 第2条 当社は、お客さまに対し電磁的方法により取引にかかる書面を交付すること（「インターネットトレード電子交付サービス」、以下「本サービス」といいます。）ができます。
- 2 当社が、本サービスにより交付できる書面の種類は、金融商品取引法その他の法律等に定められている交付書類のうち、以下に掲げる書面（以下「目論見書等」といいます。）とします。
ただし、目論見書等の種類または商品ごとに、当面本サービスによらず紙媒体により交付する場合があります。この場合、本サービスの提供が開始される際は、当社ホームページまたは第4条第1項に規定するホームページ上にてお客さまにその旨を通知します。
- (1) 目論見書
 - (2) 投資信託および投資法人に関する法律上の約款にかかる書面
 - (3) 取引説明書
 - (4) (1) から (3) に関連する書面

（法令等の遵守）

- 第3条 サービスのご利用にあたっては、当社およびお客さまは日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。

（本サービスの方法）

- 第4条 当社が行う本サービスは、インターネットトレードにおいて、お客さまの閲覧に供する方法（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第56条第1項第1号二の方法）により行います。
- 2 本サービスの提供にあたっては、当社は次のとおり取扱うものとします。
- (1) 当社は、お客さまが電子情報処理組織を使用して交付される目論見書等の記載事項（以下「電子書面」といいます。）を紙媒体に出力できるように、インターネットトレード上で閲覧に供します。
 - (2) 電子書面は Adobe Reader の最新のバージョンにより閲覧できるPDFファイルとします。
 - (3) 本サービスを利用するために必要なOS等に変更が生じる場合は、インターネットトレード上であらかじめ通知します。
 - (4) 当社は、お客さまが電子書面を閲覧するために必要な情報（リンク先等）をインターネットトレード上に記録するものとします。
 - (5) 当社は以下の場合を除き、投資信託の信託契約期間の終了日またはお客さまが当該投資信託を解約した日より5年間、インターネットトレード上に電子書面を閲覧に供するものとします。
 - ① 当社が当該電子書面と同一の内容である紙媒体の目論見書等を交付した場合
 - ② 当社がお客さまより他の電磁的方法等（電子メールを利用する方法、ホームページからダウンロードする方法もしくは目論見書等を記録したフロッピーディスクまたはCD-ROM等を交付する方法等）による交付の承諾を得たうえ、当該他の電磁的方法等により当該電子書面の交付を行った場合
 - (6) 当社はインターネットトレードにおいて閲覧に供される電子書面について、前号に定める期間、お客さまが閲覧可能な状況を維持するものとします。

（本サービスの利用の申込み）

- 第5条 お客さまは、当社所定の方法により本サービスのご利用を申込みものとします。
- 2 お客さまは、第2条第2項に定める目論見書等の全てについて、当社から行う本サービスを包括的に申込みものとします。

（本サービスの提供条件）

- 第6条 当社は、以下の条件のもとに、お客さまに対し本サービスを提供するものとします。
- (1) お客さまは当社において既に「証券取引約款」に基づく総合取引をご利用いただいていること
 - (2) お客さまは「オンライントレード・テレフォントレード」をご利用いただいていること
 - (3) お客さまは常にインターネットを利用できること
 - (4) お客さまは、電子書面を閲覧するために必要なPDFファイルの閲覧用ソフトウェアをご用意いただいていること。なお、当該ソフトウェア形式は Adobe Reader の最新のバージョンをご用意いただくものとします。

- (5) お客様は、本サービスを利用するために必要なOS等をお客様の電子計算機にご用意いただくこと
- (6) お客様は、本サービスを利用する場合、必ず電子書面の内容を熟読のうえ、記載事項を確認し理解すること

(お客様の承諾事項)

- 第7条 お客様は本サービスのご利用にあたり、以下の内容についてご承諾いただくものとします。
- (1) お客様が目論見書等の紙媒体が必要な場合は、お客様ご自身により電子書面を紙媒体に出力していただきます。
 - (2) 当社は、目論見書等の種類または商品ごとに、本サービスの提供が終了される旨をインターネット上で通知致しますが、その終了以後はお客様の請求に基づき紙媒体による目論見書等の交付を行うものとします。
 - (3) 当社はお客様にあらかじめ通知のうえ、当社または当社が契約しているデータセンター等が、定期または不定期に行うメンテナンスのために本サービスを中断する場合があります。

(解約)

- 第8条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約するものとします。
- (1) お客様が、当社所定の方法により、本サービスの解約を申し出られ、当社がこれを確認した場合
 - (2) お客様が、第3条に定める法令等に違反した場合
 - (3) お客様が、第6条各号に定める条件のいずれかを満たさなかった場合
 - (4) お客様が、第10条に定める本規定の変更に関する通知を受け、当該変更に同意されない場合
 - (5) 当社の判断により、当社の全てのお客様に対し、第2条に規定する本サービスの提供を終了した場合
- 2 お客様が本サービスを解約した場合、すでに本サービスによりお客様に交付済みの目論見書等については、第4条の規定による方法での交付は行いません。この場合、お客様の請求に基づき紙媒体により目論見書等を交付するものとします。

(免責事項)

- 第9条 次に掲げる事項により生じた損害については、当社はその責任を負いません。
- (1) 当社が、第2条第2項に掲げる目論見書等の種類または商品によっては、本サービスの対象としない場合があること
 - (2) あらかじめお客様に通知のうえ、当社または当社が契約しているデータセンター等がメンテナンスのために、本サービスが一時的にご利用になれない場合があること
 - (3) 第8条に定める本サービスの解約
 - (4) 当社に重大な過失がある場合を除き、本サービスの提供の全てもしくは一部が著しく困難となった場合、電子書面の交付に代えて紙媒体により目論見書等を交付すること
 - (5) 当社に重大な過失がある場合を除き、通信回線、通信機器、コンピューター等の障害による本サービスの伝達遅延、不能等、または受領した情報の誤謬、欠陥、省略、停滞、中断

(規定の変更)

- 第10条 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。
- 2 改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すものであるときは、事前に書面またはこれに代わる方法にてその改定事項をご通知します。
 - 3 前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊紙による公告によって代える場合があります。
 - 4 第2項および第3項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、お客様から所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、本規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上

オンライントレード報告書等電子交付サービス利用規定（全文）

（規定の趣旨）

- 第1条 この規定は、お客さまへの書面の交付に代えて、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）が当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織（当社または当社が契約しているデータセンター等の使用にかかる電子計算機と、お客さままたはお客さまが契約しているデータセンター等の使用にかかる電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により提供する場合の方法等を定めるとともに、この場合のお客さまと当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とします。
- 2 お客さまがオンライントレード・テレフォントレード利用規定に定める「インターネットトレード」（以下「インターネットトレード」といいます。）を通じて電磁的方法により書面の交付を受けるサービスに関する権利義務関係は、この規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、「ダイレクト取引コース利用規定」、「M U F G テラス・コース利用規定」、その他の約款および規定等の定めるところによります。

（本サービスの内容）

- 第2条 当社は、お客さまに対し電磁的方法により各種お取引、保護預り証券および利金・償還金にかかる書面を交付すること（「オンライントレード報告書等電子交付サービス」、以下「本サービス」といいます。）ができます。
- 2 当社が、本サービスにより交付（以下「電子交付」といいます。）できる書面の種類は、金融商品取引法その他の法律等に定められている交付書類を含めた、以下に掲げる書面（以下「報告書等」といいます。）のうち、当社が定めるもの（以下「電子報告書等」といいます。）とします。なお、電子報告書等の種類は当社ホームページに掲載します。
- （1）取引残高報告書
 - （2）取引報告書
 - （3）利金、分配金、配当金、償還金のお知らせ
 - （4）累積投資再投資のご案内
 - （5）その他当社が定めるもの
- 3 前項に定める電子報告書等について、新たに本サービスの提供を開始する場合または本サービスの提供を終了する場合、当社は当社ホームページまたはインターネットトレード上にてお客さまにその旨を通知します。

（法令等の遵守）

- 第3条 本サービスのご利用にあたっては、当社およびお客さまは日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。

（本サービスの方法）

- 第4条 当社が行う本サービスは、インターネットトレード上の専用ページまたは当社が別途指定する専用ページ（いずれもお客さまが口座番号およびパスワードを入力して閲覧可能となる専用ページをいいます。以下あわせて「専用ページ」といいます。）において、お客さまの閲覧に供する方法（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第56条第1項第1号ハの方法）により行います。
- 2 本サービスの提供にあたっては、当社は次のとおり取扱うものとします。
- （1）当社は、電子報告書等の記載事項（以下「電子書面」といいます。）をお客さまが紙媒体に出力できるように、専用ページ上で閲覧に供します。
 - （2）電子書面は Adobe Reader の最新のバージョンにより閲覧できる P D F ファイルにより提供します。
 - （3）本サービスを利用するために必要な O S 等に変更が生じる場合は、当社ホームページまたはインターネットトレード上の専用ページまたは当社が別途指定する専用ページであらかじめ通知します。
 - （4）電子報告書等について、当社は電子交付した日から5年を経過する日まで、専用ページ上で閲覧に供します。ただし、当社が必要と認めた場合、5年を超えて閲覧に供することができるものとします。
 - （5）前号にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、当社は当該電子報告書等を消去することができるものとします。
 - ① 当社が当該電子書面を印刷した紙媒体により交付する場合
 - ② 当社がお客さまより、本サービスによらない他の電磁的方法等（電子メールを利用する方法、当社ホームページからダウンロードする方法もしくは電子書面を記録したフロッピーディスクまたは C D - R O M 等を交付する方法等）による交付の承諾を得たうえ、当該他の電磁的方法等により当該報告書等の交付を行う場合
 - ③ お客さまが当該電子報告書等について消去の申し出を行う場合であって、当社が認める場合
 - ④ 電子書面の正確性を確保する場合等、当社がやむをえないと判断する場合
 - （6）お客さまによる本サービスのお申込みおよび解約の申し出に対し当社が承諾を行う日（以下「当社承諾日」といいます。）は、お客さまの申込方法、申込日時等により異なります。当該承諾日については、インターネットトレードに掲載するものとします。
 - （7）当社は、前号のお客さまによる本サービスのお申込みおよび解約に伴う当社承諾日以降、作成基準日が到来する報告書等について、電子報告書等の作成開始および作成終了を行います。各対象報告書等の作成基準日は、当社が定めるものとします。対象報告書等のうち当社が定める報告書等について、当該作成基準日を当社ホームページまたはインターネットトレードに掲載するものとします。
 - （8）電子交付する日は、電子報告書等ごとに異なり、それぞれの電子交付日は、当社が定めるものとします。また、電子交付日を当社ホームページまたはインターネットトレードに掲載する電子報告書等については、当社が定めるものとします。

(本サービスの利用の申込み)

- 第5条 お客さまは、当社所定の方法により本サービスのご利用を申込みものとします。ただし、次の(1)から(4)のいずれかにお客さまが該当する場合は、お申込みいただくことができません。
- (1)「オンライントレード電子交付サービス」をご利用いただいていない場合
 - (2)「証券総合口座」を開設いただいていない場合
 - (3)日本国内に居住されていない場合
 - (4)当社が本サービスをご利用いただくことを不適當であると認めた場合
- 2 お客さまは、第2条第2項に定める電子報告書等の全てについて、当社から行う本サービスを包括的に申込みいただくものとします。

(本サービスの提供条件)

- 第6条 当社は、以下の条件のもとに、お客さまに本サービスを提供するものとします。
- (1)お客さまは常にインターネットをご利用できること
 - (2)お客さまは、電子書面を閲覧するために必要なPDFファイルの閲覧用ソフトウェアをご用意いただいていること。なお、当該ソフトウェア形式はAdobe Readerの最新のバージョンをご用意いただくものとします。
 - (3)お客さまは、本サービスを利用するために必要なOS等をお客さまの電子計算機にご用意いただくこと
 - (4)お客さまは、必ず電子書面の内容をご確認いただくこと

(お客さまの承諾事項)

- 第7条 お客さまは本サービスのご利用にあたり、以下の内容についてご承諾いただくものとします。
- (1)当社は、お客さまによる本サービスのお申込みにかかる当社承諾日以降に作成される報告書等は紙媒体によらず電子交付します。なお、紙媒体が必要な場合はお客さまが電子書面を印刷するものとします。また、本サービスの解約が行われた日以降に作成される報告書等は電子交付によらず紙媒体により交付します。
 - (2)お客さまが本サービスの利用期間中であっても、当社のやむをえない事情により、報告書等を電子交付によらず、紙媒体により交付させていただく場合があります。この場合、電子交付は行われません。
 - (3)当社は、第2条第3項に定める本サービスの提供開始の通知以降、当該報告書等を電子交付し、また本サービスの提供終了の通知以降、当該報告書等を紙媒体により交付します。
 - (4)当社はお客さまにあらかじめ通知のうえ、当社または当社が契約しているデータセンター等が、定期または不定期に行うメンテナンスのために本サービスを中断する場合があります。
 - (5)第4条第2項(4)に定める電子報告書等の閲覧期間が終了するまでの間に本サービスを解約した場合、当該電子報告書等の閲覧期間が終了するまでこの規定に従い第4条第1項に定める「専用ページ」を通じ閲覧することができるものとし、当該電子報告書等の閲覧期間が終了し、かつ、当社で定める期間が終了するまで、引き続きこの規定の条項が継続して適用されます。ただし、お客さまが当社所定の方法により本サービス解約後の閲覧をご希望されない旨の申し出をいただき、当社がこれを承諾した場合、この規定の適用は終了します。
 - (6)前号に定める「専用ページ」のご利用にあたり、パスワードを紛失された場合、お客さまは当社所定の方法により改めてパスワードを設定いただくことがあります。なお、再設定に際し、本人確認書類等をご提出いただくことがあります。

(禁止行為)

- 第8条 お客さまは本サービスのご利用にあたり、以下に定める行為を行わないものとします。
- (1)本サービスを第三者に利用させること
 - (2)本サービスに関する専用ページの複製、改変、公衆送信、解析その他この規定に定める利用方法以外の行為
 - (3)第3条に定める法令等および公序良俗に反する行為
 - (4)お客さま以外の第三者の口座番号およびパスワードまたはその他の情報を不正に取得もしくは利用する行為、またはその他の不正アクセス行為
 - (5)本サービスの運営その他当社の営業を妨害する行為、当社の権利または財産(知的財産権を含みます。以下同じ。)を侵害する行為、本サービスもしくは当社または第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為、当社または第三者になりすます行為、その他態様のいかなるを問わず当社に不当な不利益を与える行為
 - (6)前各号のいずれかに該当する行為が行われている第三者のウェブ・サイトへリンクを張る行為
 - (7)前各号の他、合理的な理由により当社が不適當と判断した行為
- 2 お客さまが前項に違反した場合は、当社がその損害の賠償をお客さまに請求することがあります。

(解約)

- 第9条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約できるものとします。
- (1)お客さまが、当社所定の方法により、本サービスの解約を申し出られ、当社がこれを承諾した場合
 - (2)お客さまが、前条第1項に違反した場合
 - (3)お客さまが、第5条第1項各号に定めるお申込み条件のいずれかを満たさなかった場合
 - (4)お客さまが、第6条各号に定める提供条件のいずれかを満たさなかった場合
 - (5)お客さまが、第11条に定めるこの規定の変更に関する通知を受け、当該変更に同意されない場合
 - (6)お客さまが、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」第21条(2)から(7)に定めるオンライントレードのサービスの停止条件に該当した場合
 - (7)当社の判断により、当社の全てのお客さまに対し、第2条に規定する本サービスの提供を終了した場合

(免責事項)

第10条 次に掲げる事項により生じた損害については、当社はその責任を負いません。

- (1) 当社が、第2条第2項に掲げる報告書等の種類または商品によっては、本サービスの対象としない場合があること
- (2) あらかじめお客さまに通知のうえ、当社および当社が契約しているデータセンター等がメンテナンスのために、本サービスが一時的にご利用になれない場合があること
- (3) 第4条第2項(5)に定める電子報告書等の消去
- (4) 第9条に定める本サービスの解約
- (5) 当社および当社が契約しているデータセンター等に重大な過失がある場合を除き、通信回線、通信機器、コンピューターおよびプログラム等の障害、第三者による侵害および処理件数の突発的増加等による本サービスの伝達遅延、不能等、または受領した情報の誤謬、欠陥、省略、停滞、中断
- (6) 地震、火災、落雷、風水害その他の天災、戦争等、当社および当社が契約しているデータセンター等の不可抗力により生じた事由

(規定の変更)

第11条 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。

- 2 改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、事前に書面またはこれに代わる方法にてその改定事項をご通知します。
- 3 前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊紙による公告によって代える場合があります。
- 4 第2項および第3項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、お客さまから所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、本規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上